農林水産物・食品の生産・製造・流通・小売業に携わっている皆様へ

食料の生産と消費をつなぐ「食料システム」の持続性を確保するため
新しい法律が制定されました。

食料システム法

概要パンフレット

（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律）

はじめに
～　食料システム法の背景について解説します～

近年、農業の資材費や食品の原材料費等が高止まりし、食料の持続的な供給が困難に。

食料安全保障の確保を図る観点から、新たな「食料システム法」を制定。

食料システム法の第１の柱
～合理的な費用を考慮した価格形成～

持続的な供給に要する費用を考慮した価格形成を進め、コストを下回る価格での取引を抑止

合理的な費用を考慮した価格形成の実現

食料システム法の第２の柱
～食品産業の持続的な発展～

国産原材料の活用や環境負荷の抑制等に取り組む食品産業の事業者への支援

食品の付加価値の向上

消費者の理解を得ながら、食料システム全体で食料の持続的な供給を実現

農林水産省

合理的な費用を考慮した価格形成（令和８年４月１日より開始）

今回の改正のポイント

① 食料全般の取引を対象として、取引の適正化に係る**努力義務**が課されます。
② 努力義務に対応した行動規範として、農林水産大臣が**判断基準**を定め、これに基づき、大臣による**指導・助言等の措置**が講じられます。
③ 農林水産大臣が**指定した品目**について、**大臣が認定した団体がコスト指標を作成**します。
④ こうした措置により、食品等の取引において費用の考慮を促し、**コスト割れを抑止**することが本法案の目的です。

注目ポイント①　事業者の努力義務

食料全般を対象に以下の２つの努力義務が課されます。

① 持続的な供給に要するコスト等の考慮を求める事由を示して、協議の申出がされた場合、誠実に協議
② 商慣習の見直しなど、持続的な供給に資する取組の提案があった場合の検討・協力

取引当事者間で①②の**努力義務**を通じ
実質的かつ**誠実な協議**等を促進

注）努力義務を踏まえた事業者の行動規範（判断基準）は、省令で規定。

農林水産大臣が「食品等取引実態調査」を実施。
（令和７年10月１日より開始）
必要に応じて、指導・助言または勧告・公表。
注）不公正な取引方法に該当する場合は、公正取引委員会に通知。

注目ポイント②　コスト指標の作成・活用

農林水産大臣が指定した品目について、団体がコスト指標の作成・公表を行い、コスト指標を活用した制度の運用を行います。

指定品目
・米穀　・野菜
・豆腐　・納豆
・飲用牛乳（成分調整牛乳を除く）

注）令和8年1月30日に省令を公布

指定品目について
コスト指標を作成

コスト指標作成団体
① 関係者による**コスト指標の作成・公表**
注）団体の役職員等に対し秘密保持義務
② 消費者への**情報提供**

取組が不十分な場合のイメージ

以下のケース等について、取組が不十分であるとして、農林水産大臣の指導・助言等の措置の対象となり得ます。

① コストの上昇を説明した協議の申出があったにもかかわらず、繁忙期を理由に取り合わない
② 補助金等の支援措置を理由に、一方的に納品価格の値引きを行う決定をする
③ 商慣習の改善に関する提案があったにもかかわらず、検討することなく取り合わない
④ 協議の申出のみを理由として、取引数量の削減など不利益な取扱いを行う

食品産業の持続的な発展（新たな計画認定制度）（令和7年10月1日より開始）

今回の改正のポイント

① 食品産業の事業者が、**生産者との安定的な取引関係の確立などの取組を行う計画**を作成し、**農林水産大臣の認定**を受けた場合、**各種支援・特例措置**を受けることが可能です。

② こうした支援措置により、事業者の取組を後押しし、**食品産業の持続的な発展**を図ることが本法案の目的です。

制度の対象とスキーム

① **食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者、外食業者**の皆様が対象となります。

② 以下の**4つのうちいずれかの取組を行う計画**が認定対象です。

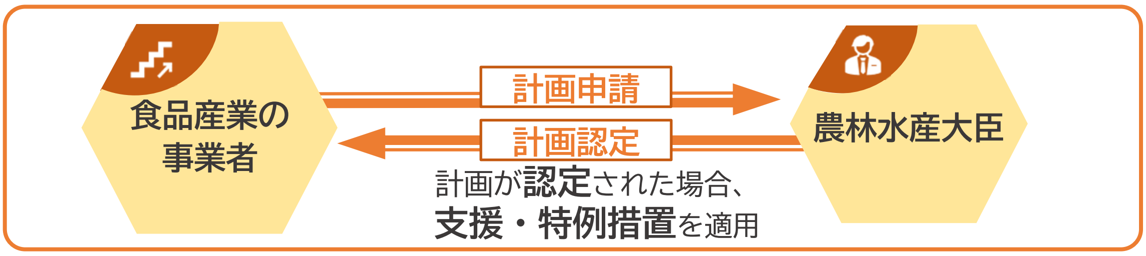

01 生産者との安定的な取引関係の確立

取組事例

- 新たな産地との原材料調達に関する契約の締結
- 農林漁業者への出資

02 流通の合理化

取組事例

- 労働生産性向上のための設備の導入
- 新規需要先開拓のための新たな事業所の整備

03 環境負荷の低減

取組事例

- 食品の製造過程における食品ロスの削減
- 食品廃棄物の利活用

04 消費者に選ばれるための情報提供

取組事例

- 製品のサスティナビリティ情報の消費者への発信
- 食品のコスト構造の見える化

01～04のための **技術の研究開発** や **事業再編** も、**認定の対象**となります。

取組事例

- 資源循環に対応した食品容器包装の開発（研究開発）
- 地元農家から主に原材料を調達する豆腐製造業者の株式取得（事業再編）

認定による主なメリット

資金調達支援	中小企業者に対する長期・低利の融資
	融資を受ける際の債務保証
税制優遇	中小企業の設備投資に対する税制優遇
	脱炭素化に向けた投資に対する税制優遇
研究開発	農研機構の所有する研究開発設備の利用

Q＆A

Q 努力義務違反についての相談や報告はどこで受け付けているのですか？

A 農林水産省のHPに、食品等の適正取引に関する情報受付窓口（https://www.maff.go.jp/j/shokusan/zyouhou.html）を設置していますので、そちらにお寄せください。

Q 計画認定制度の申請については、どこに相談すればよいのですか？

A 一部の場合を除き、お近くの地方農政局等が相談窓口となります。詳しくは、食料システム法のHPに掲載している申請の手引きをご確認ください。

お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 食料システム連携推進室

TEL（直通）：03-6744-2278（合理的な費用を考慮した価格形成について）
03-6744-2054（食品産業の持続的な発展について）

農林水産省 関東農政局 経営・事業支援部 食品企業課
TEL(直通)：取引適正化関係 048-740-0151
計画認定制度関係 048-740-0397
Address：〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

関連農林水産省ホームページ

- 食料システム法のページ
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/250623.html
- 計画認定制度のページ
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/gaiyou.html
- 食品等の取引適正化のページ
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/tekiseika/gaiyou.html
- 努力義務・判断基準ガイドブック
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/tekiseika/attach/pdf/gaiyou-22.pdf
- 食品等の適正取引に関する情報受付窓口のページ
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/zyouhou.html
- 食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドラインのページ
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/tekiseitorihiki.html